

応用物理学会 薄膜・表面物理分科会内規

1. 本分科会（以下会と称する）の運営は、応用物理学会薄膜・表面物理分科会規定にしたがうが、細部に関しては、以下の条文（以下内規という）に従う。

（会の構成）

2. 分科会規則に記された目的を達成するため、本会に幹事会、常任幹事会及び委員会をおく。
3. 本会に次の役員をおく。
幹事 80 名以下。うち、幹事長 1 名、副幹事長 1 名、常任幹事約 16 名。副幹事長は必要に応じて 2 名までおくことができる。

（幹事）

4. 幹事は会員の互選により選出される。
幹事は幹事会を構成し、事業計画、予算案の決定、決算の承認、人事、規程・内規の改正、その他重要事項の決定を行う。
5. 幹事の任期は 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。
6. 改選される幹事の数 は 幹事定員の半数とし、1 年ごとに半数が新たに選出される。
7. 新しい幹事は、遅くともその任期の始まる年の 1 月 31 日より前に会員の投票により選出される。
8. 投票の対象となる幹事候補者は、分科会会員でなければならない。
9. 幹事候補者は自薦または会員による他薦により幹事会に申し出た後決定され、会員に公示される。但し、会員 1 名が推薦する候補者は自薦と他薦を合わせて 3 名を限度とし、他薦の場合は本人の承諾を必要とする。候補者が定員に満たないときは、定員を満たすまで幹事会で推薦することができる。
10. 投票は 40 名までの連記投票とする。但し 41 名以上連記の場合は無効とする。
当選者は得票数の多数の者から順に定員までとする。同得票数の場合も当選とし、この場合に限り定員を超えることが認められる。但し、立候補者が定員を越えないときには投票の結果、不信任票が会員数の半数を越えない者を当選とする。
11. 選挙の管理は幹事長の指名した選挙管理委員により行われる。

（幹事長）

12. 幹事長は会を代表し、その業務を総括する。
13. 幹事長の任期は4月1日より翌々年の3月31日までの2年とし、再任はできない。
14. 次期幹事長の選出は、現幹事長が任期を終える年度の1月31日までに、幹事の互選による投票によって行われ、多数決により選出される。但し、同数得票の場合には、年長者をもって当選とする。
次期幹事長選出に関する選挙権、及び被選挙権を有する幹事とは、次期の幹事である。
15. 幹事長当選者が辞退したときには、すみやかに、再選挙を行い、幹事長を決定する。

(副幹事長)

16. 副幹事長は、幹事会の議を経て、幹事長により、幹事の中より委嘱され、幹事長、幹事とともに、常任幹事会を構成し、事業計画、予算計画等の立案などを行い、会の経常的運営にあたるものとする。

(常任幹事会)

17. 常任幹事は、幹事会の議を経て、幹事長により、幹事の中より委嘱され、幹事長、副幹事長とともに、常任幹事会を構成し、事業計画、予算計画等の立案などを行い、会の経常的運営にあたるものとする。
18. 常任幹事は、庶務、会計、編集、広報（各2名）、および、企画幹事（若干名）よりなる。各常任幹事の任期は2年とし、半数が1年ごとに交代する。
19. 庶務幹事は会の庶務に関する業務を取扱い、会の運営が円滑に行われるようにする。
20. 会計幹事は予算、決算の原案の作成等を含む一切の財政の管理を行う。
21. 編集幹事は News Letter 等の編集、発行を担当する。
22. 広報幹事は会のウェブページの編集、管理を担当する。
23. 企画幹事は薄膜・表面物理基礎講座、薄膜・表面物理セミナー、講演会シンポジウム等の責任者として、他の常任幹事や幹事とともに企画立案する。

(委員会)

24. 幹事会内の委員会として、編集委員会、Web サイト委員会、表彰選考委員会および必要に応じて各種委員会を設けることができる。

25. 委員会の委員長は、幹事長が、常任幹事会の議を経て常任幹事の中より委嘱する。
26. 各委員会は委員長が常任幹事会の議を経て委嘱した委員により構成され、各種事業を分担して行う。

(顧問)

27. 幹事会は、必要に応じて顧問を置き、顧問に助言を求める事ができる。
28. 顧問は、分科会員でありかつ幹事長経験者等分科会に対し功績顕著なもの、および豊富な経験を持つものの中から、幹事会の議を経て決定される。
29. 顧問は、原則として幹事を退いたものの中から常任幹事会が推薦する。
30. 顧問の任期は1年とし、幹事会の承認により、再任も可とする。

(会の運営)

31. 幹事会は年6回を目処に開催される。
32. 常任幹事会は年5回を目処に開催される。
33. 委員会は事業の必要に応じて適宜開催される。
34. 幹事長が必要と認めたときは、臨時に幹事会、常任幹事会、委員会等を招集することができる。

(改正)

35. 幹事会は、必要と認めた場合、その議決により、本内規を改正することができる。

(付則)

36. この内規は1984年4月1日より実施する。

1985年10月2日改正、1990年5月18日改正、1993年9月27日改正、1994年9月19日改正、
2008年2月9日改正、2009年12月19日改正、2012年12月15日改正、2015年8月1日改正、
2015年9月14日改正、2026年9月9日改正